

狭あい道路等の拡幅整備に関する 拡幅整備協議等に必要書類について

拡幅整備協議書を提出する前に、敷地が接している法の道路種別および道路後退等について必ず建築審査課道路調査係でご確認ください。

■拡幅整備協議提出書類

提出書類	部数
<input type="checkbox"/> 狭あい道路等の拡幅整備協議書【第1号様式】	2
<input type="checkbox"/> 案内図（縮尺1/2500程度）および公図の写し 協議対象敷地が分かるように印をつけてください。 内容が最新のものに限る。	2
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書またはこれに代わる書類の写し 内容が最新のものに限る。	2
<input type="checkbox"/> 狭あい道路等および狭あい道路等に接する敷地の現況図	2
<input type="checkbox"/> 後退用地の整備計画図ならびに横断面図	2
<input type="checkbox"/> 後退用地の求積図	2
<input type="checkbox"/> 助成金対象項目、数量および見積書の写し 助成金を受ける予定がある場合に必要です。	2
<input type="checkbox"/> 面積または箇所数 奨励金を受ける予定がある場合に必要です。	2
<input type="checkbox"/> 拡幅整備協議概要書【第2号様式】 A3サイズ、両面印刷をお願いします。	2
<input type="checkbox"/> 拡幅整備協議合意書【第4号様式】 協議成立時に必要となる書類ですが、事務処理の都合上、協議受付時に提出をお願いしています。 日付の欄を記入せずにご提出ください。	2
<input type="checkbox"/> 委任状 代理人を定める場合に必要です。	2
<input type="checkbox"/> その他 土地所有者の同意書（建築主と土地所有者が異なる場合） 申請者の住民票など（登記簿に記載の住所と現住所が異なる場合）	2

拡幅整備協議成立後、拡幅整備の方法に応じて、書類の提出が必要となります。
裏面をご確認ください。

拡幅整備の方法に応じて、以下の書類が必要になります。

私道で区に拡幅整備を依頼する場合は、関係権利者からの承諾書も必要となります。

■ 拡幅整備提出書類		提出書類	部数
区道 または 区有通路	寄附	[寄附等に関する相談窓口] 土木部 管理課 道路整理係（本庁舎14階）にお尋ねください。 ☎（直通）：5984-1972	
	地上権の設定		
	自主整備	<input type="checkbox"/> 拡幅整備完了届【第6号様式】 区が拡幅整備の完了の確認を行います。	1
私道	整備依頼	<input type="checkbox"/> 狭あい道路等の拡幅整備承諾および依頼書【第5号様式】	1
		<input type="checkbox"/> 道路の通行および使用ならびに拡幅工事の承諾書様式は問いません。 参考様式に記載されている内容について、私道の土地の所有者から書面で承諾が得られていることが確認できれば構いません。	1
		<input type="checkbox"/> 拡幅に係る施設の受領書【第9号様式】 区から拡幅に係る施設の引渡書【第8号様式】の受取り後速やかにご提出ください。	1
	自主整備	<input type="checkbox"/> 拡幅整備完了届【第6号様式】 区が拡幅整備の完了の確認を行います。	1
		<input type="checkbox"/> 拡幅整備の完了を示す写真	1

様式は練馬区ホームページでダウンロードできます。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/029791011.html>

二次元コードはこちら→



[事前協議等に関するお問合せ先]

発行：令和8年4月

練馬区 建築・開発担当部 建築課 狭あい道路拡幅係（本庁舎15階）

☎（直通）：5984-1985

✉：KENCHIKUDAI25@city.nerima.tokyo.jp